



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

試験研究費の税額控除の拡充

平成27年度税制改正により、法人が支払う試験研究費のうち、いわゆるオープンイノベーション型の試験研究費を支出した場合の税額控除が拡充されました。オープンイノベーションとは、これまでの企業内部で行う自前主義の試験研究ではなく、外部に研究を委託することや、外部と共同研究することで、企業内部と外部のアイデアや技術を結合し、革新的な研究開発・製品開発につなげていく試みをいいます。

日本政府は、日本を「世界で最もイノベーションに適した国」とすることを目標としており、それを税制面からも押し進めようという政策意図から拡充されました。

具体的に述べますと、通常の自前主義の試験研究費は、試験研究費の8～10%（中小企業者等の場合、12%）が税額控除できますが、オープンイノベーション型の試験研究の場合、試験研究費の20%（一定の公共機関や大学等の場合は、30%）税額控除できます。通常の試験研究の2～3倍の税額控除が可能となりますので、節税だけでなく、キャッシュフローやROEの改善に寄与することになります。

この制度の適用を受けるためには、3つ条件があります。①契約書に一定の内容を記載、②額について税理士・会計士等の監査を受ける、③額について相手方の確認を受ける、の3つです。そのため、オープンイノベーション型の試験研究を実施される場合は、契約書段階で事前に社内で検討することや、税理士・会計士等にアドバイスを求めたほうが良いでしょう。

この税制改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

スポーツ選手を巡る課税・消費税改正

国際的な租税回避について、今回はサッカーに纏わる課税問題を考えてみました。記憶に新しいところでFIFAの汚職問題もありますが、超有名サッカー選手への脱税に関する実刑の求刑が取り沙汰されているニュースを目にしたからです。

移籍金、給与、契約金、スポンサー収入、肖像権による収入など、選手個人に係るお金の動きは多岐に渡り、世界中で起き、しかも莫大な金額であることもあります。件のサッカー選手の場合、報道が錯綜しているので詳細は不明ですが、肖像権をタックスヘイブンのペーパーカンパニーに移した形をとって実質的な個人所得を隠した、というような脱税の疑いがあったようです。他にも、ウルグアイで移籍金が非課税とされることを利用して一旦ウルグアイのチームに所属してから他のチームに移籍した例（これは節税・租税回避と考えられそうです）のほか、単純に申告漏れや過少申告で数億円 of 追徴課税がされるなど、意外とサッカー選手に纏わる課税問題は多く起きています。会計税務の実務として考えてみると、源泉地国は？所得の種類は？源泉の有無は？租税条約は？…etc と、複雑な事実確認を要します。

更に平成28年4月1日以降は国外の芸能人やスポーツ選手が国内で役務の提供をした場合には、役務の提供を受けた事業者が消費税の申告・納税を行うリバースチャージ方式が導入されます。スポーツ選手が来日してTVに出演した場合に、日本企業が消費税の申告・納税を行うということです。

脱税や申告漏れの場合などはさておき、大企業の極端な租税回避が問題視されている昨今、移籍金が百数十億円に上るなど個人といえども取引規模が大きく世界的なスポーツ選手が、各国の法律・税制を利用して税負担の軽減等を図ることに對して世界はどう対処するのでしょうか。また、リバースチャージ方式の実働の様子や新しい節税・租税回避スキームが登場するかにも注目したいところです。